第一東京弁護士会・環境宣言

＜基本理念＞

１　第一東京弁護士会は、現在及び将来の世代の人々が、よりよい環境を享受する権利を保障されるために、地球環境の保全及び持続可能な社会の形成にむけて、全会員及び職員が、環境負荷を最小限とする取り組みを組織的に行います。

２　第一東京弁護士会は、環境問題について、啓発、意見表明、研修等さまざまな活動を通じ、市民とともに考え、よりよい地球環境づくりのため実践を行います。

＜環境方針＞

第一東京弁護士会は、会館運営、広報・委員会活動、法律相談業務、研修業務等全ての活動にともなう環境負荷を低減し、持続可能な社会に貢献するために、次の方針に基づき、自主的かつ継続的な改善を行います。

１　啓発的な見地から、環境保全に資する研究・発表・委員会活動等を行います。

２　温暖化防止のため、電力・ガスの使用量を削減します。

３　資源を大切にするため、紙の使用量を削減します。

４　廃棄物削減のため、紙・廃プラスチック等の廃棄物の排出量を削減します。

５　環境に配慮した物品の購入を促進します。

平成 22 年 3 月 23 日

常議員会承認